

東洋医学における未病対策としての生薬と薬膳

# 「生薬と食物アレルギー」について



当会の設立記念講演会を11月23日（木祝）エッサム神田グリーンホールにて開催しました。

北里大学薬学部と明治薬科大学の講義・漢方に関する講演・市民講座・TV 出演などにご活躍の北里大学東洋医学総合研究所薬剤部科長 緒方千秋先生にお越しいただき下記テーマにて講演いただきました。

ほぼ満席の参加者を迎え、熱気あふれる講演会でした。途中 身近な生薬の試飲や実物の回覧などがあり、漢方薬の構成や成分について非常にわかりやすく説明いただきました。漢方薬（生薬）と食品とは密接な関係にある為、薬膳料理を作る時に事前にアレルギーに関する様々な知識を理解していることが何より重要であることを実感でき、参加された皆様は充実した表情で会場を後にされたことは嬉しい限りでした。有難うございました。

以下は、講演内容の概略です。

（緒方先生の職場である）北里大学東洋医学総合研究所は、北里柴三郎が設立されて現在に至る。北里柴三郎は、医学者でもあり伝染病予防や細菌の研究をされ予防医学にかかわってきた。福沢諭吉の設立した慶応義塾大学に医学部を開設し又、現在の日本医師会を設立したのも北里柴三郎である。弟子に野口英世がいる。北里大学東洋医学総合研究所は、東洋医学のメッカとして1986年日本初のWHO 伝統医学研究協力センターに指定された。

生薬は百味箆筒（ヒヤクミダンス）に入っている刻み生薬で調剤を作っている。医薬品としての生薬は天然に産する植物・動物・鉱物で割合は植物が多く、生薬を水から煮出し有効成分を引き出す。このとき使用する薬缶はお薬を煎じる缶から薬缶（やかん）という様になった。

漢方薬は基本的に2種類以上の生薬を組み合わせで作っている。使われている生薬は食べ物と似ているものがある。食べものと生薬の違いは「医薬品医療機器等法」「食品衛生法」で定義されている。この法的な境界線を「食薬区分」という。例えば、牡蠣（ボレイ）は身の部分は食品であり殻は薬用、桃仁（トウニン）は果肉が食品で薬用は種子・仁である。厚生労働省に定める「医薬品の範囲に関する基準」は、センナを例にとると、茎の部分が食品として認められ小葉・果実・葉柄・葉軸は医薬品になる。

薬用植物は生薬そのままや、有効成分を抽出して用いられる。生薬は漢方薬等の医薬品のほかに化粧品・民間薬・アロマ・健康食品・色素・飲料などの食品に使用されている。

医食同源・美食同源・薬食同源という言葉がある。病気から体を守り健康を保つ為には日頃のバランスの良い食生活が大切である。という東洋医学の考え方である。中国周代の官制の書物「周礼」には医師のランクが記載されており、食事で病気を治療する「食医」・薬で治療する「疾医」（内科医）・メスで治療する「瘍医」（外科医）・動物を治療する「獣医」の順に決められ食物に関する医師が上ランクに有る。このように食がどれだけ大切なのがよくわかる。中国の薬物学書「神農本草経」では365種類の薬物を調査、人体に及ぼす影響を上品・中品・下品に分類し解説している。

現在では食生活の欧米化によりアレルギー患者が後を絶たない。

「食品衛生法」では、食物アレルギーを起こす可能性の高い、卵・小麦・牛乳・そば・エビ・カニ・落花生の7品目に表示義務がある。平成14年4月より表示推奨食品として18品目が挙げられた。（牛肉・鶏肉・豚肉・アワビ・イカ・鮭・鯖・いくら・ゼラチン・リンゴ・オレンジ・キウイ・バナナ・桃・松茸・山芋・大豆・胡桃）更に平成25年9月20日から胡麻・カシューナッツが追加されている。

薬剤のアレルギー表示については、現代薬・西洋薬には添付文書に記載されているが、漢方薬には記載がない。漢方薬の材料（生薬）は食物と類似するものがある為、生薬は食物アレルギーを起こす可能性がある。したがって使う人が注意しなければならない。

例えば、小麦は生薬名（しょうばく）で緩和・滋養・鎮静作用・緊張を緩和する。この漢方薬に甘麦大棗湯があり効能として夜泣き、ひきつけに効果ある。

小麦アレルギーのある人が服用すると重篤なアレルギー反応が起きる可能性が高いため注意が必要である。リンゴ・キウイフルーツ・バナナ等果物アレルギーは花粉症とも密接な関係がある。シラカバ花粉症、キウイの食物アレルギーのある人にバラ科の生薬（ウメ・カリン・アンズ等）を含む漢方薬を用いる時は注意が必要である。ナガイモ、ヤマイモアレルギーある人に山薬を含む漢方薬（八味地黄丸等）に注意が必要である。キク科のヨモギ・菊花・カモミール等も注意が必要である。

薬膳でも使用することの多い生薬を正しく使うためには、生薬を使用する前にアレルギーのある人への詳細な聞き取りに加え、生薬の植物学的知識が必要である。

千年以上も昔の事で「日本書紀」に記される611年5月5日、現在ではこどもの日とされているが、推古天皇は多くの役人を率いて奈良県菟田野でシカの若い角（鹿茸）・菖蒲・蓬などの薬草を採取する薬狩りを行った。これが恒例行事となりこの日を「くすりの日」とした。

（ 事業部 ）